

# 令和6年度鹿児島市認可保育所等利用申込案内 (令和6年4月以降利用開始分)



## 第2版

### <受付期間>

調整期	受付期間	結果通知時期
<b>第1期</b>	令和5年 <b>11月1日(水)～12月15日(金)</b>	令和6年1月下旬
<b>第2期</b>	令和5年12月18日(月) ～ 令和6年2月1日(木)	令和6年2月下旬
<b>第3期</b>	令和6年2月2日(金) ～ 令和6年3月5日(火)	令和6年3月中旬
<b>随時期</b>	利用開始希望日が属する月の前々月の16日から前月の15日(5月以降の各月利用開始分) ※5月中の利用開始分は令和6年3月6日(水)～4月15日(月)が受付期間となります。	締切日から 1週間後程度

※育児休業から復帰するのに併せて利用申込みされる方は通常の調整期よりも前に申し込むことができます。利用申込時期についてはP13を参照してください。

### <受付場所>

#### ◇保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課

※受付は月曜日～金曜日(祝日、休日除く)の8時30分～17時15分

※郵送でのお申し込みもできます。(注:締め切り日必着)

#### ◇各保育所・認定こども園



マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精 マグニオン

<実施年齢> 令和6年度の実施年齢は下表のとおりです。

実施年齢(クラス)	生年月日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日 ～ 平成31年(2019年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日 ～ 令和2年(2020年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
1歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～

**保育所等の利用申込みにあたっては、本申込案内をよく読んで申し込んでください。**

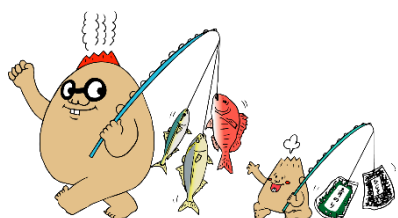
◇この利用申込案内における「保育所等」とは認可の保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の保育利用のことを指します。(以下同じ。)

◇幼稚園や認定こども園の教育利用、一時預かり利用については、施設へ直接お申し込みください。

# 目次

ページ

はじめに（重要）	2
1 利用できる保育施設	3
2 教育・保育給付認定の区分	5
3 利用申込みから利用開始までの流れ	6
4 保育所等の利用申込み	7
5 利用調整	14
6 保育所等の利用	16
7 保育料	19
8 その他の費用	21
9 広域利用	22
10 病児・病後児保育	23
11 よくある質問	24
12 鹿児島市保育所等利用調整基準	28
13 保育所等保育料表	31
14 市内保育所等一覧表	32
15 連携施設一覧表	38



# はじめに（重要）

## 1. 保育所等とは？

保育所等は、就労などの理由により**お子さんをご家庭で保育ができない保護者の方に代わって保育を行う施設**です。ここでは認可の保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の保育利用のことを指します。

このため、保育所等の利用申込みと同時に、ご家庭で保育ができない状況の認定（教育・保育給付認定）を行います。転職や出産、婚姻、転居等で、届出をしている認定の状況に変化が生じた場合は、必ず利用している保育所等に変更届をご提出ください。

また、保護者が仕事を辞めるなどして、ご家庭での保育ができるようになった場合は、継続して利用できないことがあります。

## 2. 事前の見学

保育所等は、市や国の定めた基準のもと、それぞれの理念で保育を行っています。そのため、行事の有無や実施方法、保育料以外に必要な費用についても施設によって異なります。**利用申込みの前に、利用を希望する保育所等をお子さんと一緒に見学し、送迎にあたっての利便性や施設設備、保育に対する考え方等が保護者の方と合っているかなどをご確認ください。**

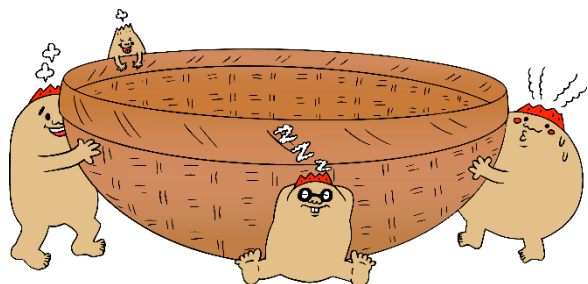
見学の申込みについては、事前に直接保育所等へお問い合わせください。

## 3. お子さんの健康状態

食物アレルギーや発育、発達の遅れなど、お子さんの健康の状態について、気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、「**利用申込書**」の「**園への特記事項**」にその旨を必ず記載してください。












障害等のため特別に配慮が必要なお子さんの利用申込み前には、希望する保育所等をお子さんと一緒に見学してください。お子さんを安全に保育できる人員と設備があるか保育所等と確認のうえ、利用申込みをお願いいたします。


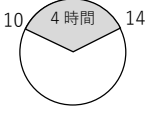

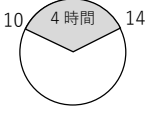

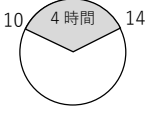

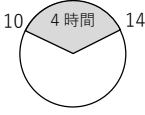

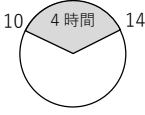

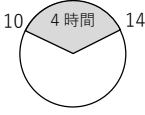


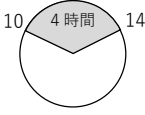

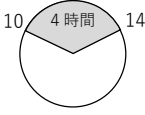

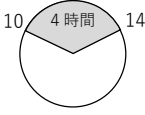

**医療的ケアが必要なお子さんの利用申込みは、別途ご相談が必要になります。**市窓口にご相談ください。


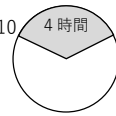
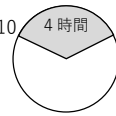
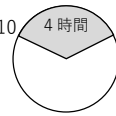


# 1 利用できる保育施設

利用できる保育施設には下記のような違いがあります。ご自身の希望する保育施設がどれに当たるか、希望する保育内容を満たしているかご確認ください。

<b>認可保育所</b> 		<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>2・3号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	2・3号	時間		<p>保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に養護及び教育を一体的に行う施設</p> <p>&lt;小規模保育事業所&gt;          低年齢児に特化した小規模保育事業を行う事業所規模の特性を活かしたきめ細かな保育を実施          (詳細はP4を参照)</p>
認定	2・3号						
時間							
<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>2・3号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	2・3号	時間		<table border="1"> <tr> <td>申込</td> <td>鹿児島市へ申込</td> </tr> </table>	申込	鹿児島市へ申込
認定	2・3号						
時間							
申込	鹿児島市へ申込						
<b>小規模保育事業所</b>  ※定員最大19名		<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>2・3号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	2・3号	時間		
認定	2・3号						
時間							

<b>認定こども園 (幼保連携型)</b> 		<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>1号※満3歳~</td> <td>2・3号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	1号※満3歳~	2・3号	時間			<p>幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設</p>				
認定	1号※満3歳~	2・3号											
時間													
<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>1号</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	1号	2号	時間			<table border="1"> <tr> <td>2・3号</td> <td>保育利用</td> <td>鹿児島市へ申込</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>教育利用</td> <td>施設へ申込</td> </tr> </table>	2・3号	保育利用	鹿児島市へ申込	1号	教育利用	施設へ申込
認定	1号	2号											
時間													
2・3号	保育利用	鹿児島市へ申込											
1号	教育利用	施設へ申込											
<b>認定こども園 (幼稚園型)</b> 		<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>1号</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	1号	2号	時間							
認定	1号	2号											
時間													

<b>幼稚園</b> 		<table border="1"> <tr> <td>認定</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>  </td> </tr> </table>	認定	1号	時間		<p>共通の教育課程の基準に基づく教育を提供する施設</p>
認定	1号						
時間							
申込	施設へ申込						

※ 利用時間は各施設によって異なります。上記は代表的な時間の例示です。  
 ※ 2・3号の利用時間は保育を必要とする事由により、**標準時間(11時間)**と**短時間(8時間)**に分かれます (P5及びP16参照)。

## <小規模保育事業所>

### (1) 小規模保育事業所とは？

0歳児から2歳児を対象とした、定員が19人以下の少人数で保育を行う「小規模保育事業」を行う事業所です。低年齢児に特化し、規模の特性を活かしたきめ細かな保育を実施します。

利用申込みの方法や保育料などは、認可保育所と同じですが、**3歳児へ進級するタイミングで卒園を迎えます**。卒園後の保育所等への転園については、P15をご確認ください。

### (2) 連携施設

小規模保育事業所は、認可の保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかと連携施設として協定を結び、**次の3つの機能について保育内容の充実を図っています**。連携している施設や連携内容は施設ごとに異なりますので、詳細は各小規模保育事業所にお問い合わせください（P38参照）。

連携機能	内容
保育内容の支援（交流・集団保育など）	下記のいずれかの項目の支援を行います。 ・保育に関する適切な助言 ・合同保育(運動会やお遊戯会等への参加) ・園庭の開放 ・健康診断や健康管理の支援 など
代替保育の提供	やむを得ない場合等において、一時的に連携施設の職員がお子さんを保育します。
卒園児の受け入れ先（※1）	小規模保育事業所を卒園した後、引き続き2号認定での保育を提供するための受け皿となります。

※1：P15を必ず確認してください。



## 2 教育・保育給付認定の区分

保育所等を利用する場合は、保護者全員が「保育を必要とする事由」（下表参照）のいずれかに該当し、教育・保育給付認定（以下「認定」といいます。）のうち2号か3号の認定を受ける必要があります。

### 【教育・保育給付認定の区分】

認定	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
2号	満3歳以上	あり	保育標準時間(1日最長11時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・小規模保育事業所</li> <li>・認定こども園の保育利用</li> </ul>
3号	満3歳未満		保育短時間 (1日最長8時間)	
1号	満3歳以上	なし	教育標準時間(1日4時間を標準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園の教育利用</li> </ul>

※教育・保育時間の設定は施設によって異なります（P32からP37参照）。

※1号認定の教育標準時間外の利用は、施設が実施する預り保育事業などの対象になります。

### 【保育を必要とする事由と認定の有効期間・保育時間】

保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育所等の利用可能期間)	保育時間
就労(1か月120時間以上)	お子さんの小学校就学前まで	<b>保育標準時間</b> (短時間利用も可能)
疾病・負傷・障害		
同居親族の常時介護・看護		
災害復旧		
児童虐待やDVのおそれがある		
学校、専修学校、職業訓練等 (1か月120時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで(※1)	<b>保育短時間</b>
妊娠・出産(産前産後期間)	出産(予定)日の6週間(多胎児の場合は14週間)前から出産日から8週間を経過した日の月末まで(※1)	
就労(1か月60時間以上120時間未満) (※2)	お子さんの小学校就学前まで	
学校、専修学校、職業訓練等 (1か月60時間以上120時間未満)	卒業予定日の属する月の月末まで(※1)	
求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日の月末まで(※1)	
育児休業の間の継続利用(※3)	育児休業復帰日の月末まで(※1)	

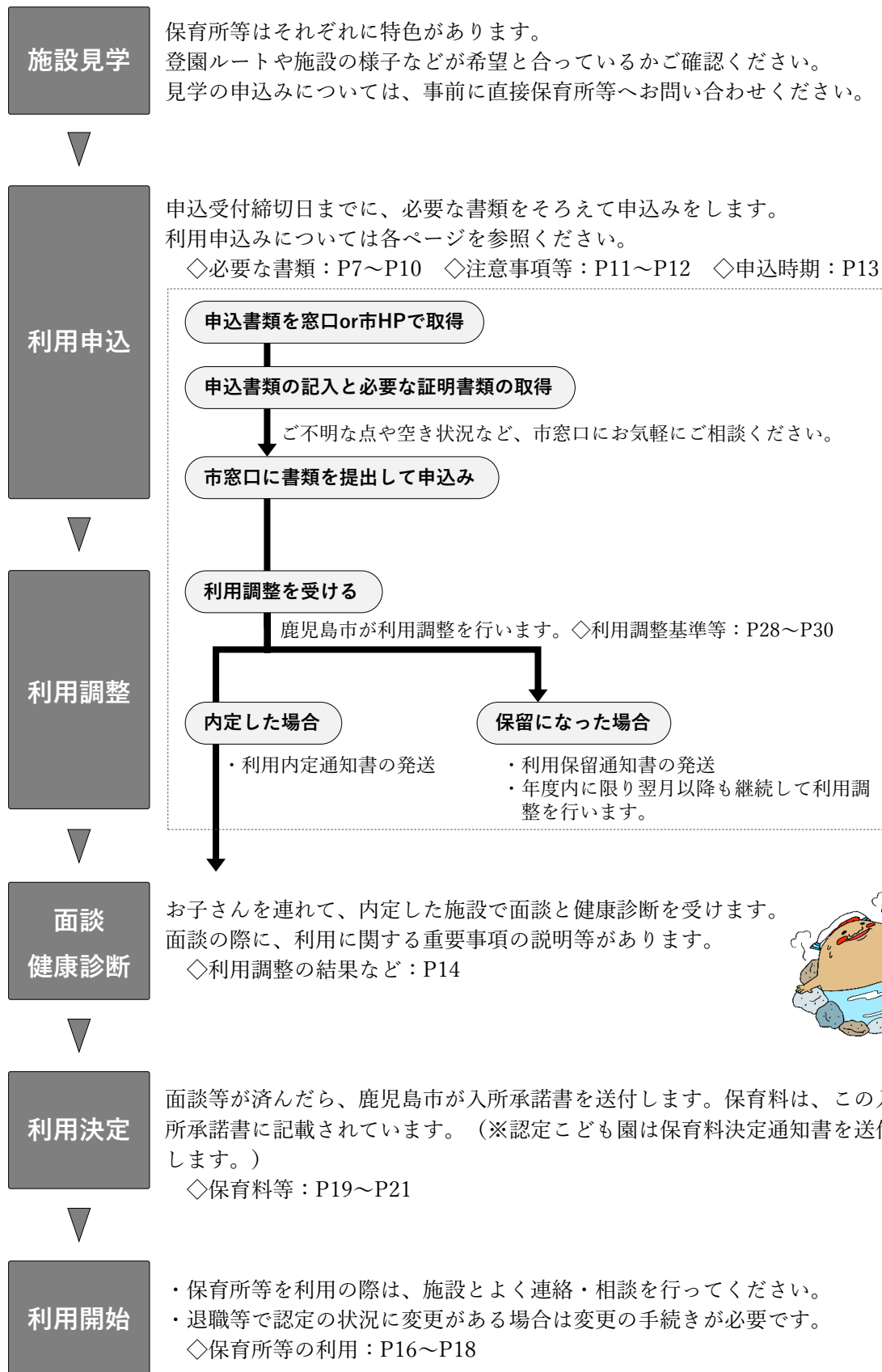
※1：お子さんの小学校就学前までの方が短い場合は小学校就学前まで

※2：就労時間等の関係で施設が設定している保育短時間の利用時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、保育標準時間として認定ができる場合がありますので、市の窓口にご相談ください。

※3：育児休業取得時に既に保育所等を利用しているお子さんが継続して利用する場合に限ります。

### 3 利用申込みから利用開始までの流れ

保育所等の利用申込みから実際に利用を開始するまでの簡単な流れです。





## 4 保育所等の利用申込み

保育所等の利用申込みと認定の申請については、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼利用申込書」(以下「利用申込書」といいます。)により、行うことになります。

また、令和5年度に利用保留になっている方が、令和6年4月以降の利用を希望する場合は、改めて利用申込みが必要です。

なお、現在、認定こども園の教育利用の方が、同じ認定こども園の保育利用を希望する場合も鹿児島市への利用申込みが必要です(利用調整の結果、利用できない場合がありますのでご了承ください)。

※利用申込みについての注意事項(P12)及び利用申込時期一覧を(P13)を必ずご確認ください。

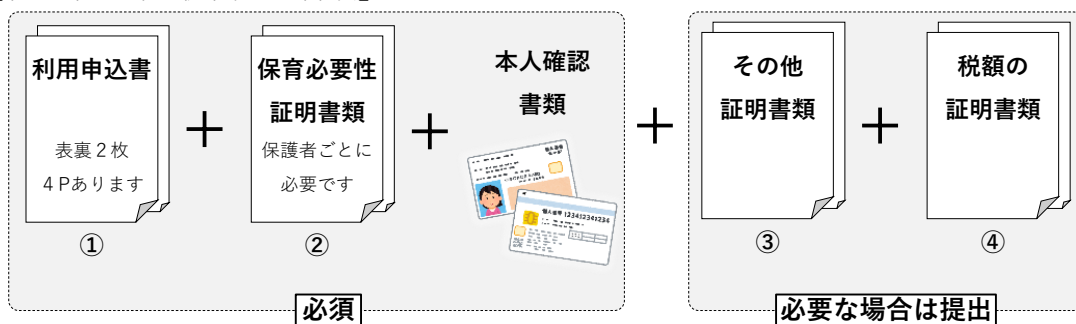
### (1) 対象となるお子さん

○鹿児島市に居住する、保育を必要とする就学前のお子さん

※鹿児島市以外に居住するお子さんが、鹿児島市内の保育所等の利用を希望する場合は、居住地の市町村から申し込んでください(P22参照)。ただし、**利用開始希望日までに鹿児島市に転入予定のある方は直接鹿児島市に申し込むことができます。**

### (2) 必要な書類

【利用申込時に提出する書類】



#### ①利用申込書

・利用申込書の内訳

「子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼利用申込書」

「保育を必要とする事由記入欄」

「保育所等の利用に関する確認票(同意書)」

#### ②保育を必要とする状態を証明する書類(P8参照)

・保護者ごとに保育が必要な理由(就労等)を証明する書類が必要です。

・65歳以上の保護者や保護者以外の同居の親族(祖父母等)は提出不要です。

#### ③その他に該当する場合に必要な書類(P9参照)

#### ④税額を証明する書類(P9参照)

・マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意しない方のみ必要になります。



## 【保育を必要とする状態を証明する書類】

保育が必要な理由	提出書類名	内容
就労中・就労予定	・就労証明書 (市が定める様式)	<p>◇ひと月当たりの就労時間が60時間以上ないと認定できません。</p> <p>◇就労(予定)先で就労時間や就労日数等の証明を受けてください。</p> <p>◇就労先が会社組織でない場合は、事業主に証明を受けてください。</p> <p>◇自営業の方はご自分で証明をしてください。</p> <p>◇育児休業復帰・産後復帰の場合は、期間の欄と復職(予定)年月日欄をご記入ください。育児休業法・就業規則に基づかない育児休業の場合の期間は1年以内に限りです。</p>
妊娠・出産 (産前産後期間)	・母子健康手帳の写し 表紙と分娩予定日が分かるページ	◇産前6週(多胎児の場合は14週)から産後8週の期間で妊娠や出産で体調がすぐれず、保育ができないことが条件です。
疾病・負傷	・診断書 (市が定める様式)	◇保護者の病気等のため、保育ができないことが条件です。
障害	・診断書 (市が定める様式) ・精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳の写し 所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ	◇保護者の障害のため、保育ができないことが条件です。
同居親族の常時 介護・看護	・常時介護・看護が必要な 親族の診断書 (市が定める様式) ・療育手帳の写し 所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ	◇同居親族が病気や障害等を理由に、常時介護や看護を必要としているために、保育ができないことが条件です。
求職活動	・求職活動申立書 (市が定める様式)	<p>◇求職活動のため、保育ができないことが条件です。</p> <p>◇利用開始後90日後の月末までに就職できない場合、保育所等は退所となりますのでご注意ください。</p>
就学・職業訓練 等	・在学証明書 ・就学時間が分かる カリキュラム等の写し	<p>◇月60時間以上の就学・職業訓練を行うことが条件です。</p> <p>◇学校は学校教育法に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設)が対象となりますので、在学する学校にご確認ください。</p>
災害復旧	・罹災証明書	<p>詳細は市の窓口にご相談ください。</p> 
離婚前提別居	・民生委員の証明等	
児童虐待やDV のおそれ	・専門機関の証明等	

※提出書類の偽造、改ざん等があった場合は、認定及び利用(内定を含む)を取り消すことがあります。

【その他に該当する場合に必要な書類】

場 合	内 容
お子さんや同居の親族が <b>精神障害者保健福祉手帳</b> または <b>療育手帳</b> をお持ちの場合	手帳の氏名等や障害の程度がわかるページの写しを提出してください。
保護者が <b>保育士、保育教諭、幼稚園教諭</b> として幼稚園、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等に就労している又は就労予定の場合	幼稚園教諭免許状又は保育士証の写しを提出してください。(※1)
保護者が <b>看護師</b> 又は <b>准看護師</b> として幼稚園、認可保育所、認定こども園に就労している又は就労予定の場合	看護師免許証又は准看護師免許証の写しを提出してください。(※1)
申し込むお子さんの兄弟姉妹が <b>認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園している場合</b> や <b>認可外保育施設、企業主導型保育施設に在園している場合</b>	在園している園から在園証明書を発行してもらい、提出してください。(※2)
保育の <b>利用対象年齢の制限</b> により、現在利用中の保育施設等を継続して利用できない場合	現在利用している園から在園証明書を発行してもらい、提出してください。(※2)

※1：旧姓で登録されている場合は、戸籍抄本等の提出が必要です。

※2：月極で契約していることが条件です。詳細は市の窓口にご相談ください。

【税額を証明する書類】

状 況	提出書類等
◇ <b>マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意する方</b>	<p><b>税額を証明する書類の提出は不要です。</b></p> <p>※注：未申告など課税情報を確認できないときは、下記証明が必要な場合があります。</p>
◇ <b>マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意しない方</b>	<p><b>税額を証明する書類の提出が必要です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島市では税額の確認ができませんので、保護者ごとにA～Dのいずれかの書類を添えて利用申込みしてください。</li> <li>・令和5年1月1日時点で鹿児島市に住民登録がない場合は、住民登録のあった自治体へお問い合わせください。</li> </ul> <p>◇市民税等が給与から特別徴収(天引き)されている方</p> <p style="margin-left: 20px;">A <b>令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定変更通知書の写し</b> →勤務先を通して5月頃に送付</p> <p>◇給与所得以外の収入がある方(自営業の方等)</p> <p style="margin-left: 20px;">B <b>令和5年度市民税・県民税税額決定通知書の写し</b> →5月頃に鹿児島市から送付</p> <p>◇AとBがないが課税されている方</p> <p style="margin-left: 20px;">C <b>令和5年度市民税・県民税所得額・課税額証明書</b> →鹿児島市市民税課窓口で発行</p> <p>◇非課税の方</p> <p style="margin-left: 20px;">D <b>令和5年度市民税・県民税非課税証明書</b> →鹿児島市市民税課窓口で発行</p> <p>※自治体によって名称が異なる場合があります。 ※配偶者の扶養に入っている方(配偶者控除の対象者)は書類の提出は必要ありません。</p>

### 【マイナンバーと本人確認書類】

保育所等の利用申込みには**マイナンバー（個人番号）の提出が必要**です。利用申込書の「個人番号（マイナンバー）記載・税情報確認同意欄」にマイナンバーを記載してください。

利用申込時には、保護者全員と申し込むお子さんのマイナンバーと申請者の本人確認を行いますので、下記の書類をご提示いただく必要があります。

場合	本人確認書類	番号確認書類
まとめて確認可能なもの	マイナンバーカード	
本人確認が <b>1点</b> で可能なもの	<顔写真付きの公的証明書> ・運転免許証 ・パスポート ・各種手帳 ・在留カード など	・個人番号通知カード or ・マイナンバーが記載された住民票の写し
本人確認が <b>2点</b> で可能なもの	<顔写真なしの公的証明書> ・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 など	

### (3) オンライン申請

保育所等の利用申込みや支給認定をオンライン申請（マイナポータルによるオンライン申請）でも受け付けています。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください。



電子申請



#### (4) 兄弟姉妹2人以上同時に申し込む場合

兄弟姉妹2人以上同時に申し込む場合は、お子さんおひとりずつ利用申込書を提出していただきます。

その際に、同じ施設への利用を希望するなどの**条件設定が必要**です。各条件の内容をご理解の上、下記①～③のうち、いずれか1つを選んでいただきます。

##### ① 申し込むお子さん全員が同時期に同じ園に内定する場合のみ利用を希望する

→「1人だけ利用可能な場合」や「別々の園であれば利用可能な場合」は  
全員「保留」となります。

##### ② 申し込むお子さんが別々の園になってもかまわず、1人でも内定する場合は利用を希望する

→希望順位の高い園から利用調整を行い、内定となる園があった場合は1人だけでも内定となります。

##### ③ 申し込むお子さんが別々の園になってもかまわず、全員が同時期に内定する場合のみ利用を希望する。

→希望順位の高い園から利用調整を行い、全員が「同時期に利用可能な場合」のみ、全員「内定」となります。「1人だけ利用可能な場合」は、全員「保留」となります。

#### <注意>

◇利用申込書にチェックがない等保護者の意志が確認できない場合、または兄弟姉妹で希望園が異なる場合は、**②として利用調整を行います**。

◇保護者の育児休業・産前産後休暇からの復帰に伴い兄弟姉妹2人以上で申込みを行い、申し込んだお子さんのうち1人だけ内定となった場合でも、利用開始日までに復帰していただくことが利用の条件となります。**復帰ができない場合は、内定取消となります**のでご注意ください。



## (5) 利用申込みについての注意事項 ※必ずお読みください

- ①保育所等が利用できるのは、保護者全員が、お子さんの保育ができない事情がある場合（保育を必要とする事由に該当する場合）に限ります。**幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所等を利用することはできません。**
- ②保育を必要とする事由に該当する場合でも、保育所等には施設規模と人員から利用可能な人数に限界がありますので、**申し込んだお子さんが全員、保育所等を利用できるわけではありません。**ご希望された施設で利用可能な施設がない場合は利用保留となり、その場合は、一時預かりや認可外保育施設などのご利用を検討していただく必要があります。
- ③保育所等の利用申込みを行う場合、**ご希望する施設を事前に見学してください。**事前見学なしに利用申込みをして内定し、利用開始前の園との面談で、職員配置や施設設備の条件等により、安全な保育ができないと判断された際は、受け入れができない（内定を辞退していただく）場合があります。
- ④産前産後休暇及び育児休業取得に伴い保育所等を退所し、休業明けの職場復帰の際に、休業開始前の保育所等を再び利用希望される場合は、**利用調整において優先される場合があります**のでご相談ください。
- ⑤**就学前のお子さんが2人以上いる場合は、その全員分を申し込む必要があります。**認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園している場合や認可外保育施設、企業主導型保育施設に月極で在園しているお子さんについては、申込みの必要はありませんが、在園証明等の提出が必要となる場合があります。詳細は市の窓口にご相談ください（P9参照）。
- ⑥育児休業期間中は、ご家庭でお子さんを保育できる状態のため、保育所等の利用申込みはできません。育児休業からの復帰にあわせて、申込みを行うようお願いいたします。
- ⑦保育所等の利用を希望したが利用できないなどにより、育児休業を延長し、育児休業給付（手当）金の延長を行う際に、保育所等の利用ができないことを証明するため、市が発行した利用保留通知の提出を求められることがあります。以下の注意点をご確認ください。
- ・ **利用調整を受けた後でなければ、利用保留通知の発行はできません。**
  - ・ 利用申込みは、①お子さんの1歳の誕生日の前日までに行い、②利用開始希望日は、1歳の誕生日以前（誕生日含む）とする必要があります。
  - ・ 利用保留通知は、希望した全ての施設で利用保留となった場合に発行されます。利用保留となりたい場合は、第1希望のみ記載してください。ただし、利用調整の状況により内定になる場合があります。
  - ・ **内定を辞退した場合は、利用保留通知は発行されません。**第2希望、第3希望等で内定し辞退した場合も同様です。

<注意> 育児休業給付金の制度はハローワーク等が所管しているため、詳細はハローワークまたは勤務先にお尋ねください。

**(6) 利用申込時期一覧** ※原則、利用開始希望月の前月15日が受付締切日です  
 ※15日が土日祝の場合は、翌開庁日が締切日となります

利用開始希望月	調整期	受付開始日	受付締切日
令和6年 4月	第1期	令和5年11月 1日(水) ~	令和5年12月15日(金)
	第2期	令和5年12月18日(月) ~	令和6年 2月 1日(木)
	第3期	令和6年 2月 2日(金) ~	令和6年 3月 5日(火)
5月	4月期	令和6年 3月 6日(水) ~	令和6年 4月15日(月)
6月	5月期	令和6年 4月16日(火) ~	令和6年 5月15日(水)
7月	6月期	令和6年 5月16日(木) ~	令和6年 6月17日(月)
8月	7月期	令和6年 6月18日(火) ~	令和6年 7月16日(火)
9月	8月期	令和6年 7月17日(水) ~	令和6年 8月15日(木)
10月	9月期	令和6年 8月16日(金) ~	令和6年 9月17日(火)
11月	10月期	令和6年 9月18日(水) ~	令和6年10月15日(火)
12月	11月期	令和6年10月16日(水) ~	令和6年11月15日(金)
令和7年 1月	12月期	令和6年11月18日(月) ~	令和6年12月16日(月)
2月	1月期	令和6年12月17日(火) ~	令和7年 1月15日(水)
3月	2月期	令和7年 1月16日(木) ~	令和7年 2月17日(月)

**【育児休業からの復帰にあわせて保育所等の利用申込みをする場合】**

育児休業中の方で、職場復帰にあわせてお子さんの保育所等の利用申込みを行う場合は、下表の**該当する調整期以降**にお申し込みいただけます（転入予定のない市外居住の方を除く）。その場合でも、利用開始日は育児休業の復帰日となります。

ただし、就労証明書記載の復職予定日よりも前の日付で利用開始希望する申込みをする場合（利用でき次第育児休業を短縮して復帰する場合）は、上記の表の取扱いとなります。

復職日（育児休業最終日の翌日）	調整期
令和6年 4月 1日 ~ 令和6年 6月30日	第1期 第2期 第3期
令和6年 7月 1日 ~ 令和6年 7月31日	4月期
令和6年 8月 1日 ~ 令和6年 8月31日	5月期
令和6年 9月 1日 ~ 令和6年 9月30日	6月期
令和6年10月 1日 ~ 令和6年10月31日	7月期
令和6年11月 1日 ~ 令和6年11月30日	8月期
令和6年12月 1日 ~ 令和6年12月31日	9月期
令和7年 1月 1日 ~ 令和7年 1月31日	10月期
令和7年 2月 1日 ~ 令和7年 2月28日	11月期
令和7年 3月 1日 ~ 令和7年 3月31日	12月期



# 5 利用調整

## (1) 利用調整とは？

保育所等の受け入れ可能な人数を超えた利用申込みがあり、申込者全員の利用が困難な場合は、保育を必要とする事由や家庭の状況等について点数化し、合計点の高い申込者から利用できるように、鹿児島市が調整を行うことです。

点数は、基本点数と調整点数（P28・P29参照）からなり、同点の場合は、同点者調整項目表（P30参照）により、調整点数の合計点や就労の有無、世帯状況などで調整することになります。

## (2) 利用調整の結果

利用調整の結果の送付の時期については、以下のとおりです。

申込時期	受付締切日	結果の通知
第1期	令和5年12月15日(金)	令和6年1月下旬
第2期	令和6年2月1日(木)	令和6年2月下旬
第3期	令和6年3月5日(火)	令和6年3月中旬
随時期	各月15日	締切日から1週間後程度

### 【利用調整で内定した場合】

利用調整の結果、希望したすべての保育所等のいずれかで**利用が内定した場合は「利用内定通知書」を発送**します。内定した施設に連絡を取っていただき、施設での面談と健康診断の日程調整を利用開始前におこなっていただきます。面談と健康診断を受けていただいた後に、正式な利用決定となります。

内定を辞退される場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

### 【利用調整で保留（待機）になった場合】

利用調整の結果、希望したすべての保育所等で**利用保留（待機）となった場合は「利用保留通知書」を発送**します。利用申込みは、年度内に限り翌月以降も継続して利用調整を行います。保育を必要とする事由や希望する保育所等に変更がある場合、手続きが必要です。詳しくは市窓口にご相談ください。

**利用保留通知は初回のみ発送いたしますので、翌月以降の利用調整でも保留となった場合は通知されません。**

## (3) 利用調整における施設希望順位

利用申込みでは希望する保育所等を6施設まで希望することができます。希望する順位が高い施設から利用調整を行い、利用可能な施設があれば内定します。その場合は、内定した希望施設よりも下位の希望施設では利用調整は行いません。

利用調整において**希望順位により、入りやすさに影響はありません**ので、ご利用を希望する順番でご記入ください。



#### (4) 小規模保育事業所卒園児の優先的な利用調整

小規模保育事業所は3歳児に進級するタイミングで卒園を迎えるため、卒園後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、転園の申し込みが必要になります。

小規模保育事業所を卒園するタイミングに合わせて転園を申し込む場合は、**優先的に利用調整を行う**仕組みがあります。

##### <連携施設への転園>

◇各小規模保育事業所は卒園したお子さんの受け入れ先を確保するため、連携施設に優先して転園できる枠（優先的利用枠）を確保しています。

◇連携施設への転園を希望する場合は、**第1期の申込受付が始まる前に、先行して利用申込みを行うことができ、優先的利用枠を超えない場合は転園できます。**

◇優先的利用枠を超える転園希望がある場合は、鹿児島市が利用調整により決定します。

##### 【※注意：連携施設への転園を希望できるお子さん】

- ・卒園を迎える年度の10月1日時点で在籍し、卒園まで利用予定のお子さん

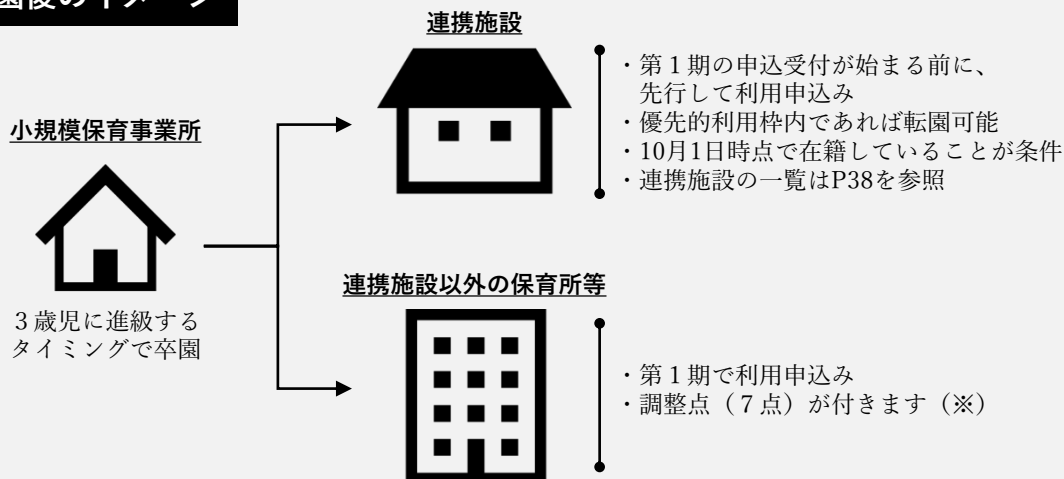
##### <連携施設以外への転園>

◇小規模保育事業所を卒園し、連携施設以外への転園を希望する場合は、第1期の期間中に、転園を希望する保育所等への利用申込みを行います。

◇この際、**調整点（7点）を加えて**利用調整を行います（P29参照）。

◇連携施設への転園を希望したが、優先的利用枠に入らなかったお子さんも同様です。

##### 卒園後のイメージ



※卒業後の希望施設への転園を約束するものではありません。希望する施設の空き状況や他のお子さんの申し込み状況により、利用調整の結果、利用保留となることがあります。

# 6 保育所等の利用

## (1) 教育・保育給付認定の変更

保育所等を利用するにあたり、保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当し、2号か3号の認定を受ける必要があります（P5参照）。この認定に変更があった場合は、必ず利用している保育所等で必要な変更の手続きを行ってください。

認定は、月初日の状態で月単位で認定します。このため、月途中で認定に変更があった場合は、変更になるのは翌月初日からとなります。

また、保護者が仕事を辞めるなど、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、保育所等を利用できなくなります。

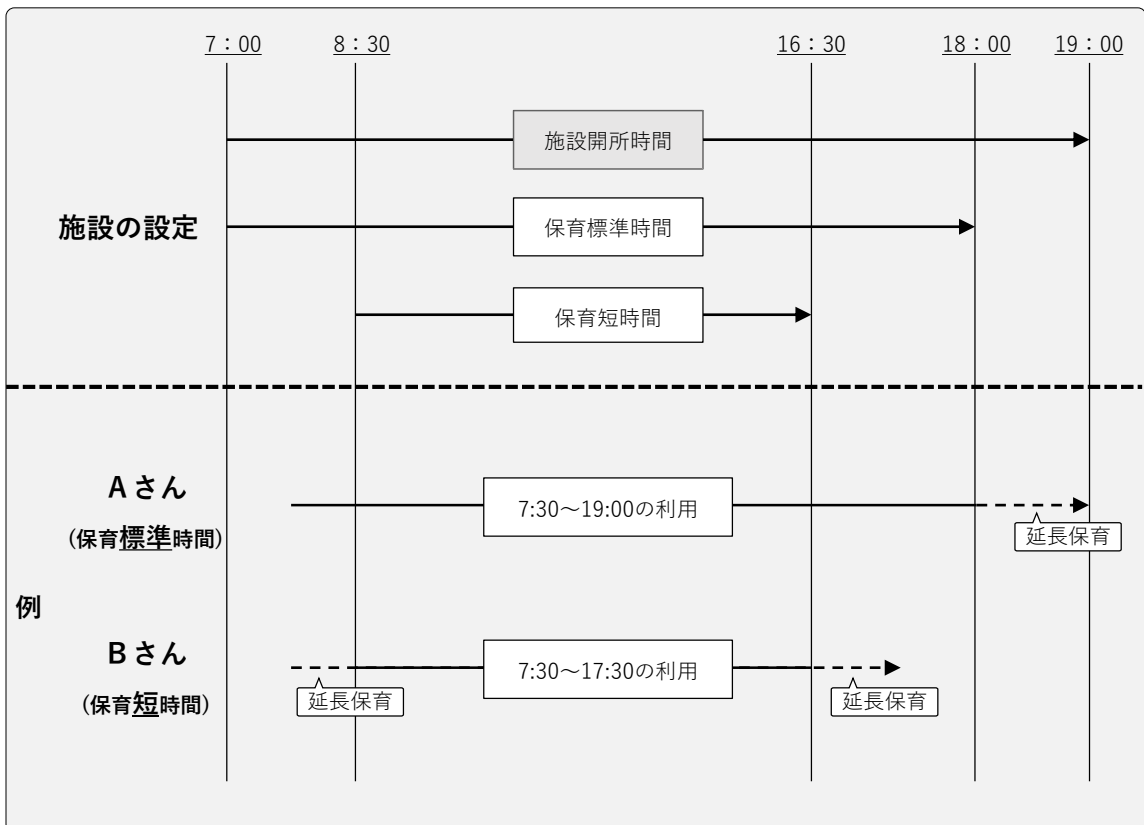
## (2) 保育標準時間と保育短時間

開所時間や保育時間の設定は、各保育所等で異なります（P32からP37参照）。「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらで認定されているかによって、利用可能な時間帯が異なります。認定された時間帯を超えて利用する場合は延長保育となります。

### 【保育時間のイメージ】

<下記のような保育所の場合>

開所時間7:00～19:00、保育標準時間7:00～18:00（11時間）、保育短時間8:30～16:30（8時間）



### (3) ならし保育

#### 【ならし保育とは？】

保育所等を新たに利用開始するお子さんで、集団生活への適応等を目的に、短期間かつ通常の保育の実施よりも短い時間に限定して、本来の利用開始日よりも早期に利用開始することをいいます。利用には条件がありますので下記をご確認ください。

#### 【ならし保育の利用条件】

利用できる お子さん	(1) 保護者が新規に就労（就学）を開始するお子さん (2) 保護者が育児休業を取得後、職場復帰をするお子さん ※育児休業と同時に退所し、再度利用する兄弟姉妹も含む。 (3) 保護者が産前産後休暇を取得後、職場復帰をするお子さん ※ただし、児童の月齢が当該実施保育所等で受入れ可能な月齢の場合に限る。
ならし保育期間 (※1)	(1)の場合：就労（就学）を開始する日の最大2週間前から前日まで (2)の場合：育児休業から復帰する日の最大2週間前から前日まで (3)の場合：産前産後休暇から復帰する日の最大2週間前から前日まで

※1：ただし、保護者と内定した保育所等の双方確認のうえ**保育所等が受入れ可能な期間**とします。

#### 【ならし保育のお申し込み】

ならし保育をご利用いただくためには、利用内定後の施設との面談の際に、施設に直接ご相談いただくこととなります。ならし保育の利用が可能な場合は、利用開始日を変更することとなりますので、支給認定変更届を施設に提出してください。

また、ならし保育の期間につきましても、保育料が発生いたしますのでご了承ください。



## (4) 休日保育

### 【休日保育とは？】

保育所等は、原則として日曜日、祝日は休園日ですが、休日保育（日曜日・祝日も開所）を実施している保育所等があります（P32からP37参照）。利用を希望する施設を選ぶ際の参考にしてください。休日保育を利用する場合、代わりに月～土曜日に利用しない日を設ける場合は利用料がかかりません。設けない場合は利用料がかかります。

**具体的な休日保育の申込み、相談は各保育所等にお問い合わせください。**

## (5) 土曜日共同保育

### 【土曜日共同保育とは？】

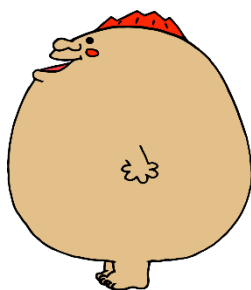
土曜日の利用児童が少ない保育所等において、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行うことをいいます。

土曜日共同保育の依頼施設に在籍しているお子さんの土曜日の保育は、他の保育所等を利用していただくこととなりますので、お申し込みの際は、実際に土曜日共同保育を行う実施施設についても、見学などをお勧めしています。

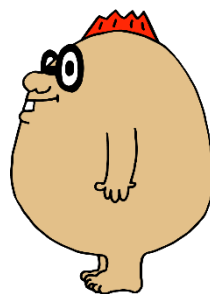
**土曜日共同保育の実施時期や実施方法の詳細については、各保育所等にお問い合わせください。**



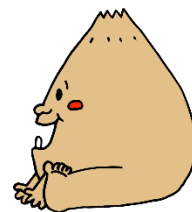
リキニョン



マルニョン



メガニョン



ベビニョン

# 7 保育料

## (1) 幼児教育・保育の無償化

3歳児(※)～5歳児のすべてと、市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は、令和元年10月より無償化となりました。給食費等の実費徴収の経費(P21参照)については施設へのお支払いが必要です。

市町村民税課税世帯の0歳児～2歳児については、保育料が発生します。詳しい内容については、次の(2)をご覧ください。

※4月1日時点で3歳になっているお子さん(表紙参照)

## (2) 0歳児～2歳児(課税世帯)の保育料

### 【保育料の決定】

保育料の算定は、世帯の市町村民税の所得割課税額の合計額で行います。

市町村民税の所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません(P31参照)。

### 【ひとり親世帯の保育料の決定】

ひとり親世帯の保育料については、母(父)のみの市町村民税の所得割課税額で算定しますが、祖父母と同居しているひとり親世帯(住民票上の世帯が別の場合も含む)で、母(父)の所得が一定額以下の場合、祖父母の所得割課税額等も考慮し決定します。

### 【保育料の算定基準】

保育料の算定基準は下表のとおりです。毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料 (前々年1月～12月の収入に基づく)					今年度の市町村民税額に基づく保育料 (前年1月～12月の収入に基づく)						

### 【保育料の日割計算】

保育料は、通常1か月単位で請求いたします。やむを得ない休園や欠席の場合でも、**日割計算されず月額保育料を請求します。**

ただし、月の途中で入・退所される場合は、保育料を日割計算します。



### 【保育所等を利用するお子さんに係る多子軽減】

保育所等では、お子さんが2人以上いる場合の保育料は、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

第何子なのかの考え方が、世帯の市町村民税の所得割課税額によって下記のように異なりますので、ご確認ください。

※注：第何子のカウントには、幼稚園等での2歳児クラス(満3歳到達後を除く)や一時預かり、認可外保育施設(企業主導型除く)などでの利用はカウントしません。

#### <市町村民税所得割課税額 57,700円以上の世帯>

◇実際に**保育施設等**を利用しているお子さんだけでカウントします。

お子さん	カウント	保育料
7歳児(小2)	カウントしない	—
5歳児(年長)	第1子	無償化
2歳児(年少々)	第2子	半額
0歳児(乳児)	第3子	無料

#### <市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯>

◇年齢に関係なく、**生計を一にする最年長のお子さん**からカウントします。

お子さん	カウント	保育料
7歳児(小2)	第1子	—
5歳児(年長)	第2子	無償化
2歳児(年少々)	第3子	無料
0歳児(乳児)	第4子	無料

### 【ひとり親世帯等の保育料】

ひとり親世帯及び障害者を有する世帯(「ひとり親世帯等」といいます。)で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、一般の世帯に比べ保育料の負担が軽減されます。また、第2子以降は無料となります。(P31参照)

### 【保育料の納入】

保育料は、利用する施設により納入先が異なります。

施設	納入先：納付方法
保育所	鹿児島市：「口座振替」又は「納付書」 ※安心安全便利な口座振替での納付をお勧めします。
小規模保育事業所 認定こども園	利用施設：施設の定める方法

## 8 その他の費用

### (1) 実費徴収等

保育料以外に別途以下のような費用を徴収する場合があります。利用開始時に施設が説明する重要事項説明書等に記載がありますので、必ずご確認ください。

費用	内容
実費徴収	給食費や制服代、行事費、通園バス代等が該当します。
特定負担額	基準を超えた職員の配置や平均的な水準を超えた施設整備のために、上乘せして徴収するものです。

#### 【給食費について】

◇0歳児～2歳児…給食費（主食費・副食費）は、保育料に含まれます。

◇3歳児(※)～5歳児…給食費（主食費・副食費）は実費徴収となります。

※4月1日時点で3歳になっているお子さん（表紙参照）

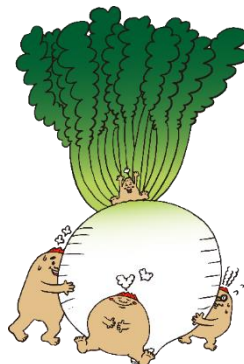
ただし、下記に該当する世帯は、**副食費の減免**を受けられる場合があります。

世帯	副食費減免の条件
生活保護世帯	条件なし
ひとり親世帯及び障害者を有する世帯	下記のいずれかに当たる場合 ・市民税の所得割課税額が77,101円未満 ・小学生未満のお子さんで数えて第3子に当たるお子さん
上記以外の世帯	下記のいずれかに当たる場合 ・市民税の所得割課税額が57,701円未満 ・小学生未満のお子さんで数えて第3子に当たるお子さん

### (2) 延長保育料

保育所等の利用時間が、施設が設定した保育標準時間又は保育短時間を超える場合は、延長保育となります（P16参照）。

延長保育を利用される場合には、保育料の他に延長保育料が必要です。また、**延長保育料は無償化の対象とはなりません**。延長保育の申込み、利用料、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。





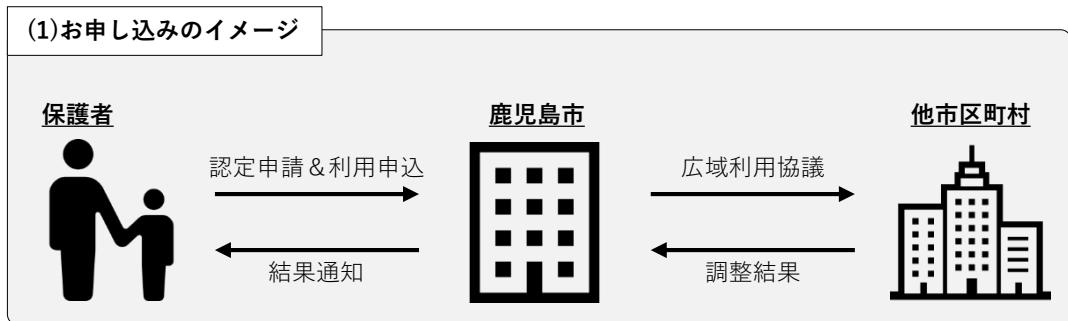
## 9 広域利用

### (1) 鹿児島市内居住の方が他市区町村の保育所等の利用を希望する場合

鹿児島市民として他市区町村の保育所等の利用を希望する場合は、鹿児島市で認定を受けて、利用を希望する先の自治体で利用調整を受けることになります。

鹿児島市で教育・保育給付認定申請及び利用申込みをしていただき、鹿児島市から利用を希望する自治体へお子さんの利用申込みについて協議を行います。利用を希望する自治体で利用調整を行うため、利用申込締め切り等については、各自治体の保育担当課へ事前に確認を行ってください。

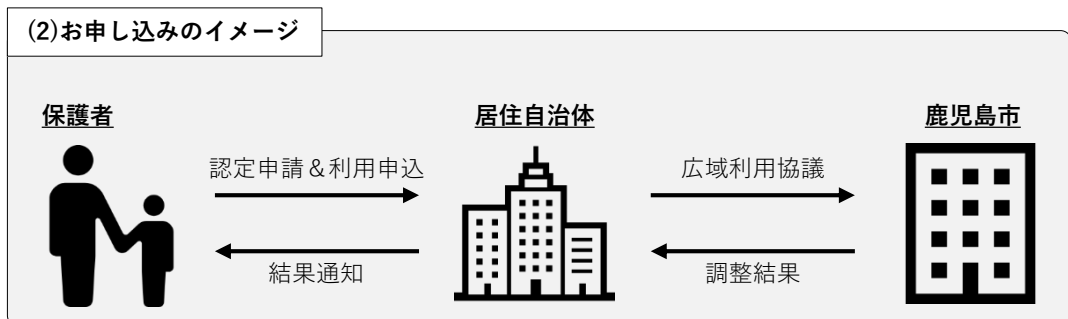
利用希望先自治体の申込締切日の1週間前までに、鹿児島市の様式で提出してください。



### (2) 他市区町村に居住の方が鹿児島市の保育所等の利用を希望する場合

他市区町村民として鹿児島市の保育所等の利用を希望する場合は、居住自治体で認定を受けて、鹿児島市で利用調整を受けることになります。

居住自治体で教育・保育給付認定申請及び利用申込みをしていただき、居住自治体から鹿児島市へお子さんの利用申込みについて協議を受け、鹿児島市が利用調整を行います。このため、利用申込締め切り等については、鹿児島市にご相談ください。この場合、**第2期以降の調整期（P13参照）からお申し込みできます。**



### (3) 鹿児島市に転入する予定で鹿児島市の保育所等の利用を希望する場合

鹿児島市では、転入予定での利用申込みを直接受け付けています。

申込時点では他市区町村に居住しており、**保育所等の利用開始希望日までに鹿児島市に転入予定の方は、直接鹿児島市にお申し込みください。**この場合、**第1期からお申し込みできます。**

# 10 病児・病後児保育

## (1) 病児・病後児保育とは？

病児・病後児とは、風邪などの「入院するほど重篤ではないものの、保育所等を休まなければならない病期中（または回復期にある）のお子さん」のことです。

病児・病後児保育は、保護者が仕事などで看病できないときなどに、お子さんを一時的に保育するサービスで、保育士や看護師等の専門スタッフが対応します。

## (2) 病児・病後児保育の概要

対象	鹿児島市に住所を有する0歳児から小学6年生までのお子さん
利用日時	月～金曜日：8:30～18:00 土曜日：8:30～13:00 ※日曜・祝日や年末年始、医療機関の休診日はご利用できません。 ※施設により異なる場合があります。
利用料金	(A) 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯：無料 (B) 所得税非課税世帯：1日1,000円 (C) その他市町村民税課税世帯：1日2,000円 ※利用料金には、食事やミルク代、医療費等は含まれていません。

施設名	住所	電話番号
池田病院 チックタック童夢館	西田3-10-20	255-3737
紫原たはら医院 グッドラック	紫原4-27-19	250-3231
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ	大明丘2-22-21	294-5000
谷山生協クリニック レインボーキッズ	谷山中央5-21-22	267-2028
中瀬小児科 マーミン	東谷山4-25-7	266-1189
あおぞら小児科 あまやどり	草牟田2-16-8	090-1926-4156
かごしまたんぽぽ小児科 病児保育ぱふ	真砂本町13-20 大福第13ビル1階	090-7471-9743
豊島小児科 病児保育室sano	山田町3408-6	265-3070

※実施施設は変更になる場合があります。

## (3) 利用方法

病児・病後児保育の利用には病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」のアカウントの作成が必須です。事前にアカウントを作成しておくくと便利です。当日または翌日の利用を「あずかるこちゃん」で予約できます。

### ご利用までのステップ

1 アカウントを作成 ▶ 2 施設の利用登録 ▶ 3 予約 ▶ 4 受診



あずかるこちゃん  
病児保育ネット予約システム



ご利用方法はコチラ

# 11 よくある質問

## ◇利用申込みに関すること

**(問1)** 幼稚園や認定こども園の教育利用と保育所や認定こども園の保育利用を併願する予定です。どのような手続きをすればよいですか？

**(答)** 教育利用と保育利用を併願することはできますが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。保育所等を保育利用するための2号認定申請と利用申込みをしていただくとともに、幼稚園等の教育利用の入園申込みを行っていただきます。最終的に幼稚園等に入園する場合、1号認定への切り替えを行ってください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園等へ必ず連絡してください。

**(問2)** 令和5年度に利用申込みをして保留になっていますが、令和6年度も利用申込みが必要ですか？

**(答)** 利用申込みは年度ごとにいただいておりますので、令和6年度については再度利用申込みの必要があります。

**(問3)** 希望する保育所や認定こども園を通じて申込書を提出しても良いですか？

**(答)** 希望園に直接提出することは可能ですが、受付締切日までに園から市役所（保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課）へ提出が完了することが必要になりますので、余裕を持って提出してください。

**(問4)** 自営業で、子どもの育児のために休業していますが、保育所等の利用の際に加点が付きますか？

**(答)** 生まれたお子さんの1歳の誕生日（おおむね1か月以内）までの間に、休業からの復帰に伴う利用申込みを行う場合、利用調整において加点がつきます。

**(問5)** 申込書を提出した後に希望園を変更したい、もしくは兄弟姉妹利用の条件設定を変更したい場合はどのような手続きが必要ですか？

**(答)** 「子どものための教育・保育給付希望保育所等変更届（様式第13）」をご提出ください。利用調整は毎月の申込受付締切時点の申請内容で行いますので、提出を行う際は申込受付締切日にご注意ください。

**(問6)** 保育所に申し込んでいますが、保留になってしまいました。子どもを預けないと仕事に行けないのですが。

**(答)** 一時預かりや認可外保育施設等のご利用も検討していただく必要があります。ご利用に係る申込み、利用料など具体的な相談については、各施設にお問い合わせください。問18及び問19も参考にしてください。



## ◇教育・保育給付認定に関すること

**(問7) 支給認定証とはどのようなものですか？**

(答) 教育・保育給付認定の申請（利用申込）後、鹿児島市が保護者に交付するものです。支給認定証には氏名、住所、認定区分、保育必要量等が記載されています。認定内容を変更する際に必要となりますので、卒園（退園）されるまで大切に保管しておいてください。

**(問8) 教育・保育給付認定申請書の提出は毎年必要ですか？**

(答) 認定の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。なお、3号認定の有効期間は最長で満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、鹿児島市が職権で行いますので、届出は不要です。

**(問9) 求職活動から就労への認定理由の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合等、どのような手続が必要ですか？**

(答) 「子どものための教育・保育給付支給認定変更(取消)申請書兼変更届(様式第8)」と必要な書類（P8参照）を保育所等か市窓口にご提出ください。  
月途中で認定内容に変更がある場合は、事実発生日又は変更申請書の提出日のいずれか遅い方が属する月の翌月（1日の申請は当月）からの変更となります。

**(問10) 教育・保育給付認定を受けて、保育所等を利用開始後、市外へ転出したらどうなりますか？**

(答) 鹿児島市における教育・保育給付認定を取り消す手続きをしていただき、認定証の返還をお願いします。また、転出後も引き続き鹿児島市の保育所等を利用したい場合は、転出先の自治体で必要な手続きをとってください。

## ◇保育所等の利用に関すること

**(問11) 子どもに食物アレルギーがありますが、保育所等の食事は対応ができますか？**

(答) 食物アレルギーで、食事に配慮が必要なお子さんのために、主治医の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」や診断書に従い、保護者の方と話し合い、除去食、代替食などできるだけ個人に合わせた食事が提供できるように努めています。

ただし、アレルギーの原因となる食品の種類が多い場合や症状によって給食提供が困難な場合は、家庭からの弁当持参をお願いすることもあります。

**(問12) 土曜日に職員の研修があると言われてましたが、子どもを預けてはいけないのですか。**

**(答)** 保育所等の休園日は、原則として、日曜日、祝日、年末年始です。保育所等によっては年度末・年度始めを休園にしているところもあります。詳しくは「市内保育所等一覧表」(P32からP37参照)をご覧ください。それ以外の日は、お子さんをお預かりします。

土曜日は平日に比べて利用するお子さんが少なく、職員体制の確認のため土曜日の利用予定を事前にお聞きしたり、多くの職員が参加できるよう土曜日に職員研修を実施することがあります。ご家庭で保育をできる日や時間には、可能な範囲で、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

ただし、仕事に限らず土曜日に保護者が保育を必要とする場合には、どの保育所等でもお子さんをお預かりします。

**(問13) 求職活動中の場合、ずっと保育所等を利用できますか？**

**(答)** 求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続3か月以内(90日を超える日の月末まで)です。また、年度内において合計3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに就職先が決まらない場合やほかの保育を必要とする事由(就学等)がない場合は、保育所等を退所することになります。

## ◇保育料に関すること

**(問14) 保育料はどのように決定されるのですか？**

**(答)** 保育料は、世帯の市町村民税の所得割課税額を基に決定します。保育料の概要はP19からP20、保育料額はP31を参考にしてください。

**(問15) 保育料を滞納するとどうなりますか？**

**(答)** 保育料の滞納は全国的に重大な問題になっています。

保育料を滞納すると、保育料を納めている保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、滞納により鹿児島市の福祉行政に必要な財源を圧迫し、公共の福祉を損ねたり、利用する児童数を制限するなど、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下するおそれがあります。

保育料を滞納し放置すると、納付義務者に対する財産調査や不動産・給与・預貯金・生命保険契約・その他の債権等について滞納処分(差押え)を行う可能性があります。

一括納付が困難な場合は納付相談が必要です。ご希望があれば、児童手当からの天引きによる方法でお支払いいただくこともできます。

**(問16) 保育料が減免される場合がありますか？**

**(答)** 失業(自己都合を除く)、休廃業、疾病等の理由により、収入が激減した場合は、保育料の減免が可能となる場合がございますので、ご相談ください。保育料の減免相談：保育幼稚園課給付指導係(Tel.099-808-2662)

## ◇無償化に関すること

(問17) 3歳の誕生日を迎えた月から保育料は無償化されますか？

(答) 年度の途中で3歳になった場合でも、その年度中は保育料が発生します。無償化になるのは3歳児（4月1日時点で3歳になっているお子さん（表紙参照））からです。ただし、1号認定の場合は3歳の誕生日の前日から無償となります。

(問18) 保育所の利用申込みをしましたが保留になりました。保育所を利用できるまでの間は認可外保育施設や一時預かり事業の利用を検討しています。無償化を受けるためには何か手続きが必要でしょうか。

(答) 保育の必要性がある3歳児～5歳児のお子さんと、0歳児～2歳児の市町村民税非課税世帯のお子さんが認可外保育施設や一時預かり事業を利用する場合、無償化の対象となります。無償化を受けるためには、施設等利用給付認定（新2号・新3号）の手続きが必要です。

保育所等の利用申込みを行い、保留になった方については、すでに教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受けているため、施設等利用給付認定（新2号・新3号）の手続きは不要です。

## ◇その他の保育サービスに関すること

(問19) 就労等の保育認定を受けていませんが、用事がある時などに一時的に子どもを預けたいのですが。

(答) 保護者の都合により一時的に家庭内での保育が困難となるお子さんを一時的に預かる制度（一時預かり）をご利用いただけます。一時預かりを実施している保育施設等はP32からP37をご確認ください。一時預かりの申込み、利用料、具体的な相談は各保育施設等にお問い合わせください。

また、りぼんかんや親子つどいの広場（なかまっちを除く）でも一時預かりを実施しています（事前面接等が必要です）。



一時預かり  
(りぼんかん)



一時預かり  
(親子つどいの広場)



(問20) 現在、幼稚園を1号認定で利用していますが、仕事を始めるにあたり、預り保育を利用しようと考えています。利用可能でしょうか。その場合預り保育利用料の補助はありますか。

(答) 1号認定で利用中の幼稚園等の預り保育を利用できるかどうかは、直接施設にご確認ください。

預り保育の利用料は実費負担となりますが、保護者が就労等を理由に家庭で保育できない場合は、施設等利用給付認定（新2号・新3号）の手続きを行っていただくことで、預り保育の利用料も無償化の対象となります。

# 12 鹿児島市保育所等利用調整基準

1 基本点数表からは保護者全員が該当するひと項目ずつと、2 調整点数表の該当する全ての項目の合計点により、年齢区分ごとに合計点の高いものから利用内定者を決定します。同点の場合は3 同点者調整項目表に基づき決定します。

## 1 基本点数表

保育できない理由・状況		点数		
		父	母	
就労（1か月60時間以上就労することを常態とすること。）	月180時間以上就労	10	10	
	月150時間以上180時間未満就労	9	9	
	月120時間以上150時間未満就労	8	8	
	月90時間以上120時間未満就労	7	7	
	月60時間以上90時間未満就労	6	6	
妊娠・出産（産前産後期間にあること）		-	8	
疾病・負傷・心身障害（保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。）	疾病・負傷	長期入院（1か月以上）している又は常時寝たきりの状態である	10	10
		常に安静を要するなど、保育が常時困難である	8	8
		上記以外の場合で保育が困難と認められる	6	6
	心身障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aに該当する	10	10
		身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、療育手帳Bに該当する	8	8
		上記以外の障害(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている場合に限る。以下同じ。)を有し、保育が困難と認められる	6	6
介護・看護	子	入院に常時付き添っている又は常時介護・看護している	10	10
	子以外の親族（同居又は長期入院等をしている者で、当該児童の3親等以内の者）	入院に常時付き添っている又は常時介護・看護している	8	8
災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧に当たっていること。）		10	10	
就学・職業訓練（保護者が教育施設に在学している、又は職業訓練を受けていること。）		就労に準じる		
児童虐待、DVのおそれ		10	10	
求職活動（起業準備を含む）	外出を常態とする求職活動をしている	4	4	
	上記以外で求職活動をしている	2	2	

（備考）

- 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
- 就労時間は、所定就労時間（休憩時間を含む。）に相当する時間とする。
- 月の就労時間は、週の就労時間に12分の52を乗じて得た時間を小数点第1位で四捨五入した時間とする。
- 利用調整時点で就労予定又は居宅内就労（日常生活に使用する居室を就労場所として使用することをいう。）の者は、基本点数からそれぞれ1点を減じる。
- 保護者が1名の場合は、基本点数に10点を加える。
- 保護者が65歳以上の場合は、10点とする。
- 別に定めがある場合を除き、利用開始希望日を適用の基準とする。



## 2 調整点数表 ※世帯単位で加点します

番号	区分	点数	
1	母子家庭又は父子家庭である	8	
2	保護者が震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧に当たっている	7	
3	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害を有している	支給認定理由が疾病・障害の場合	2
		支給認定理由が疾病・障害以外の場合	1
4	(育児休業の終了による職場復帰) 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月が経過する日までの間にある	2	
5	(育児のための休業の終了による職場復帰) 育児休業法の対象とならない保護者が育児のために休業している場合において、利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、その保護者が休業から復帰する日（児童が1歳の誕生日を迎える日までとする。）からおおむね1か月を経過するまでの間にある	2	
6	(産前産後期間終了による職場復帰) 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後の期間（以下「産前産後の期間」という。）における休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月を経過するまでの間にある	2	
7	保護者が産前産後の期間にある（3に該当する場合を除く。）	1	
8	保護者が当該児童の3親等以内の同居の親族（長期間入院等をしている者を含む）で常時介護が必要な障害者又は長期にわたり疾病の状態にある者を常時介護・看護している	1	
9	利用申込に係る児童の兄弟姉妹が既に第1希望の保育所等に入所している（認定こども園の保育機能の利用希望する場合において、兄弟姉妹が当該認定こども園の幼稚園機能に在園している場合を含む。）	4	
10	多胎で生まれた兄弟姉妹が同一の保育所等に新規で申し込む	1	
11	虐待のおそれがある	8	
12	DVのおそれがある	5	
13	離婚前提同居（6か月以上）、単身赴任、疾病等による長期入院等で保護者の一方から保育の協力を得られない	1	
14	生活保護世帯である	1	
15	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動中である	2	
16	保護者が保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師又は准看護師として、認可保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に就労又は就労予定である	10	
17	保護者が保育所等以外の施設等で保育士として就労若しくは従事している又は就労若しくは従事予定である	認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）	8
		特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第30条の11で確認を受けた施設・事業をいう。ただし、法第7条第10項第8号の子育て援助活動を除く。）	4
18	申込児童が障害を有する	4	
19	小規模保育事業所を卒園する児童が、引き続き保育所等の利用を希望している	7	
20	保育の利用対象年齢の制限により、現在利用中の保育所等を継続して利用できない（19に該当する場合を除く。）	2	

### 【注意】

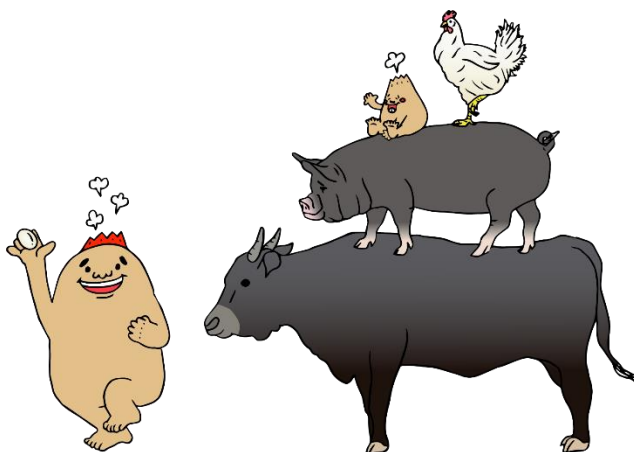
- (1) 4から6までは、適用を受けている利用保留者が引き続き次年度も利用を希望する場合の利用調整においても適用する。
- (2) 多胎児のうち1人以上がすでに第1希望の保育所等に入所している場合は9を適用する。
- (3) 16及び17のうち、複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

### 3 同点者調整項目表

番号	区 分	
1	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯が低い世帯に優先する
2	調整点の内訳	調整点の高い区分に該当する世帯が低い項目に該当する世帯に優先する
3	就労の有無	保護者のいずれもが就労している世帯、保護者のいずれかが就労している世帯、保護者のいずれもが就労していない世帯の順に優先する
4	就労形態	保護者のいずれもの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれかの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれもの就労が居宅内で行われている世帯の順に優先する
5	就労実態	保護者のいずれもが実際に就労している世帯、保護者のいずれかが実際に就労している世帯、保護者のいずれもが就労することを予定している世帯の順に優先する
6	就労時間	保護者の通常の1か月の労働の時間が長い世帯が短い世帯に優先する
7	兄弟姉妹申込	兄弟姉妹同時申込の世帯が優先する
8	世帯形態	保護者と子どもだけの世帯が他の世帯に優先する
9	世帯内の児童数	18歳未満の児童の数の多い世帯が少ない世帯に優先する
10	延長保育等の必要性	延長保育、乳児保育又は障害児保育を必要とする世帯がその他の世帯に優先する
11	申込時期	申込時期が早い世帯が申込時期が遅い世帯に優先する
12	所得金額	保護者の合計所得金額が低い世帯が高い世帯に優先する

#### 【注意】

- (1) 6において、母子家庭等の場合の就労時間は、195時間を加算した時間とする。
- (2) 12において、市民税が未申告の場合や所得額証明書等の提出が必要な者のうち、市から求めがあったにも関わらず、所得金額の確認できる書類の提出がなく市が所得金額を申込締切日までに確認できない者については、同項目において優先順位が最も低いものとして取り扱う。



# 13 保育所等保育料表

保育料表（単位：円）

階層	年齢		0～2歳児クラス			
	第何子		第1子		第2子	
	保育時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
市町村 民税所得割 課税額	A	生活保護世帯	0	0	0	0
	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	C1	均等割のみ課税	11,300	11,100	5,600	5,500
	C2	48,600円未満	14,500	14,200	7,200	7,100
	D1	48,600円以上～67,000円未満	19,200	18,800	9,600	9,400
	D2	67,000円以上～103,000円未満	27,100	26,600	13,500	13,300
	D3	103,000円以上～140,000円未満	35,500	34,800	17,700	17,400
	D4	140,000円以上～176,000円未満	40,800	40,100	20,400	20,000
	D5	176,000円以上～279,000円未満	46,500	45,700	23,200	22,800
	D6	279,000円以上～397,000円未満	51,000	50,100	25,500	25,000
D7	397,000円以上	66,300	65,100	33,100	32,500	

## ひとり親世帯及び障害者を有する世帯

〃	B0	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	CB1	均等割のみ課税	5,100	5,000	0	0
	CB2	48,600円未満	6,700	6,600	0	0
	DB1	48,600円以上～67,000円未満	9,000	9,000	0	0
	DB2	67,000円以上～77,101円未満	9,000	9,000	0	0

※ 3歳以上児の保育料は、幼児教育・保育の無償化に伴い無償となりました。

階層区分は、下記期間の市町村民税額により決定します。

<令和6年度の保育料の算定>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度の市町村民税額に基づく保育料 (R4年1月～12月の収入に基づく)						R6年度の市町村民税額に基づく保育料 (R5年1月～12月の収入に基づく)					

(備考)

- 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 同一世帯から2人以上の就学前児童が認可の保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等）の他、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部を利用又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第2子児童は2分の1（100円未満は切り捨て）、第3子以下の児童は無料となります。
- C1階層からD1階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子児童は2分の1（100円未満は切り捨て）、第3子以下の児童は無料となります。また、ひとり親世帯及び障害者を有する世帯については、第1子の年齢に関わらず第2子以下の児童は無料となります。
- 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- 税額や家庭の状況（生活保護の適用や解除、障害者を有する世帯への該当や障害者手帳等の返還、世帯員の増減等）に変更があった場合は、鹿児島市役所保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課まで申し出ください。当年度内に限り遡って変更できる場合があります。
- 祖父母と同居しているひとり親世帯（住民票上の世帯が別の場合も含む）で、父母の所得が一定額以下の場合、家計の主宰者の税額等も考慮し決定します。

# 14 市内保育所等一覧表

表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
中央	保育所	ユズリ葉の杜保育園 上荒田	上荒田町9-21-2	30	230-7281	6か月～ 5歳児	12/29～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	60	813-7675	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	城南保育園	城南町29-19	120	222-4383	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	二葉園保育所	新屋敷町23-29	70	222-3820	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	南林寺保育園	南林寺町12-11	40	222-6919	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	松原保育園	松原町2-24	60	224-3728	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼稚園型	共研幼稚園	上之園町20-17	30	254-0986	満3歳児～ 5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:30～18:30	8:30～16:30	—	○		
	幼稚園型	大谷幼稚園	新町2-7	20	223-6615	満3歳児～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼稚園型	アソカ幼稚園	新屋敷町25-25	20	222-0523	満3歳児～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	幼稚園型	和光幼稚園	東千石町21-38	30	222-5693	満3歳児～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	幼稚園型	鹿兒島三育幼稚園	平之町14-21	10	223-6498	満3歳児～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	上町	保育所	春日保育園	春日町9-12	120	247-3003	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00		
保育所		坂元ピノキオ保育園	坂元町28-5	60	298-9674	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
保育所		なかよし夢ほいくえん	坂元町1166-3	60	813-7110	産休明け～ 5歳児	12/30～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
保育所		清水保育園	清水町6-27	70	247-8963	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
保育所		玉里団地保育園	玉里団地3-30-6	80	229-1263	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
保育所		興国保育園	長田町24-17	80	222-6388	産休明け～ 5歳児	12/30～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
保育所		信愛保育園	東坂元2-61-25	70	247-2050	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
保育所		同胞保育園	柳町3-20	150	222-2654	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
小規模		えがおのてんとうむし上町	長田町6-22-1F	12	204-7747 (法人代表)	産休明け～ 2歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
小規模		わくわくかんまち保育園	浜町2-35	19	251-2922 (法人代表)	4か月～ 2歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		☆
小規模		かんまちサニーサイド保育園	浜町1-21MJR鹿 兒島駅パークフ ロント1F(仮)	19	813-7675 (系列園： サニーサイ ド保育園)	産休明け～ 2歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
幼保型		うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	70	229-1722	6か月～ 5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
幼保型		さかもと幼稚園	西坂元町57-23	77	248-1431	6か月～ 5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
幼保型		辻ヶ丘幼稚園	東坂元2-39-1	68	247-3005	6か月～ 5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
幼稚園型	共立幼稚園	春日町6-25	25	247-1304	満3歳児～ 5歳児	8/13～8/15 12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○			
鴨池	保育所	ルンビニ保育園	荒田2-9-22	90	253-0023	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	めぐみ保育園	宇宿1-56-4	70	254-9769	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/31又は4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	ユズリ葉の杜保育園	宇宿6-17-7	90	265-8286	6か月～ 5歳児	12/29～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	鴨池保育園	鴨池1-8-10	100	254-1620	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	やなぎの保育園	鴨池新町28-1	100	256-1693	産休明け～ 5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は 3/30)	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	きずな保育園	高麗町39-11	60	298-1171	産休明け～ 5歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	三和保育園	三和町21-17	140	254-0632	産休明け～ 5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			

【類型】 保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】 ○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】 土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。

表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。  
記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
鴨池	保育所	久遠保育園	下荒田2-49-20	110	253-3338	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	御所季の子保育園	新栄町26-31	30	814-4120	産休明け～5歳児	12/31～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～22:00	○	○	
	保育所	アイグラン保育園唐湊	唐湊3-5-28	60	813-8520	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
	保育所	鹿児島みなみ保育園	東郡元町18-3	110	253-3145	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	日之出保育園	日之出町26-5	60	837-8626	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	真砂保育園	真砂町27-12	150	254-0296	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	なぎさ保育園	真砂本町25-13	40	253-9592	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	紫原保育園	紫原3-4-19	80	254-0083	6か月程度～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	85	251-2922	4か月～5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	保育所	風と光保育園	紫原4-4-1	60	814-7791	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	保育所	西紫原保育園	紫原4-37-2	60	257-1084	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	つくし保育園	紫原5-14-3	110	254-9521	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	わくわく紫原北保育園	紫原6-32-1	30	210-5573	4か月～5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	保育所	ほうおん保育園	与次郎1-2-23	60	252-5151	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の2日間	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	小規模	紫原はなまる保育園	紫原4-27-19	10	252-5233 (法人代表) 250-3231 (病児保育室代表)	4か月～2歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		☆
	幼保型	めぐみ幼稚園	鴨池2-23-17	50	255-8461	6か月～5歳児	12/29～1/3 年度末の2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	鴨池幼稚園	郡元3-8-5	45	254-0567	10か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	鹿児島さくら幼稚園	桜ヶ丘7-23-5	70	264-1161	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/28～4/1	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30	○		
幼保型	やはた幼稚園	下荒田4-19-10	40	254-0784	3か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31(日曜日の場合は前後の1日)	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
幼保型	紫原幼稚園	紫原6-40-4	30	254-1659	6か月～5歳児	12/29～1/3 3月末	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○			
幼保型	たちばな保育園	紫原6-40-27	100	251-4041	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末日	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○			
幼稚園型	聖母幼稚園	荒田2-53-11	25	254-3555	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 年度末	7:30～18:30	9:30～17:30	—				
幼稚園型	宇宿幼稚園	宇宿4-18-8	15	264-1810	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00				
城西	保育所	城山保育園	城山2-36-1	90	222-5377	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	保育所	大覚寺保育園	草牟田1-14-10	50	295-3389	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	おおぞら保育園	草牟田1-15-60	50	201-3307	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	永吉あさひ保育園	永吉1-13-13	60	253-7717	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	ひまわり夢ほいくえん	永吉3-2-19	50	210-5530	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	△	
	保育所	原良保育園	原良1-16-11	60	254-0094	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	なでしこ保育園	明和2-41-1	40	281-0735	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日 入園式実施日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	わかかさ保育園	明和4-17-34	80	282-1960	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○	
	保育所	葉師保育園	葉師2-41-10	70	254-9378	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	小規模	らしさ保育園いろどり	草牟田2-6-14	12	800-8275 (法人代表)	3か月～2歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。



表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同	
								標準時間	短時間	延長保育				
城西	幼保型	草牟田幼稚園	草牟田2-20-15	41	222-6443	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00				
	幼保型	玉里善き牧者幼稚園	草牟田2-29-7	80	222-5348	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	幼保型	みのり幼稚園	明和1-39-1	40	281-2233	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○			
	幼保型	わくわく鹿児島中央認定こども園	薬師2-30-15	90	204-7400	4か月～5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○			
武・田上	保育所	田上保育園	田上1-26-15	110	258-2040	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	田上キッズ保育園	田上4-13-15	60	253-1076	3か月～5歳児	12/29～1/3 3/30又は3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18	90	801-4550	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30又は3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○			
	保育所	マミーズランド保育園	田上台2-27-1	60	254-2811	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末内の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	○			
	保育所	たがみ台保育園	田上台2-47-14	120	296-1861	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	TAGAMIDAIライオン保育園	田上台4-47-7	60	298-5316	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	保育所	エンジェルキッズ保育園	武1-34-22	60	297-5800	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	保育所	柳田保育園	武1-35-33	110	254-1698	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	保育所	武保育園	武2-28-7	90	254-1984	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	たけおか保育園	武岡2-29-1	100	281-8401	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	あさひ保育園	武岡3-13-1	90	281-3733	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	保育所	ひろき保育園	広木2-55-15	110	264-7482	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	幼保型	光愛こども園	西陵3-9-3	140	282-9620	1歳児～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	幼保型	光愛こども園あいあい	西陵3-19-7	40	281-5811	産休明け～1歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
	幼保型	ヴェリタスこども園	武岡1-22-1	40	281-3561	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
	幼保型	鹿児島島おとり幼稚園	武岡4-16-1	60	282-0005	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00				
	幼保型	武岡幼稚園	武岡5-26-6	33	282-7000	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○			
	幼保型	武岡みらいえこども園	武岡5-26-7	75	292-7777	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00				
	谷山北部	保育所	皇徳寺保育園	皇徳寺台3-31-5	90	275-0733	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末のうち2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○	
		保育所	東谷山保育園	清和1-2-1	60	268-2503	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
保育所		中山保育園	中山2-32-3	90	268-4992	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
保育所		上樋ちえれすて保育園	中山町738	60	298-1876	産休明け～5歳児	年末年始 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○		
保育所		ミルキー・ドリーム保育園	中山町1233-5	50	230-7768	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○			
保育所		恵愛保育園	中山町2301-3	100	268-9645	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末又は年度初めの1日	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00				
保育所		にじのさと保育園	中山町5028-87	90	263-1202	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/31(日曜日の場合3/30)	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
保育所		東開保育園	東開町3-10	100	299-0755	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末のうち2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○		
保育所		きよみ保育園	東谷山3-8-25	80	268-2712	産休明け～5歳児	12/30～1/3	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～20:00				
保育所		ペコちゃん保育園	東谷山5-28-9	70	268-3081	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31(午後)	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	○			
保育所		愛の星保育園	星ヶ峯2-12-2	80	275-9201	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末又は年度初めの2日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
保育所		星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	50	265-2098	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	7:00～15:00	18:00～19:00	○			

【類型】 保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】 ○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】 土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※ 「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。

表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。  
記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
谷山北部	保育所	星の子保育園	星ヶ峯4-3-1	130	265-3477	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末又は年度初めの2日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	げんき・キッズ保育園	山田町338	90	265-7500	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	ミルクィ・マリー保育園	山田町1451-8	60	265-1223	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
	小規模	マミィ保育園	中山町2597-1(仮)	19	263-1153	産休明け～2歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		★
	小規模	いちご保育園	中山町5293-3(仮)	12	275-0502 (法人代表)	3か月～2歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			★
	小規模	リトルマミーズ保育園	星ヶ峯1-46-1	12	254-2811 (系列園：マミーズラッド保育園)	満1歳児～2歳児	12/29～1/3 年度末内の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		★
	幼保型	おひさまこども園	小原町12-1	120	269-2880	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	いちご認定こども園	皇徳寺台1-30-2	120	275-0502	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	こまつばら幼稚園	小松原2-10-4	60	268-3151	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	しらゆきこども園	小松原2-10-15	100	269-6811	6か月程度～5歳児	12/29～1/3 年度末、年度始	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	コスモス認定こども園	桜ヶ丘2-6-1	90	264-3952	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	桜ヶ丘中央幼稚園	桜ヶ丘4-8-2	70	265-2700	3か月～5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	30	265-1151	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	桜ヶ丘こども園	桜ヶ丘6-47-1	110	264-2393	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
幼保型	つばき幼稚園	中山1-6-1	60	269-4545	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			
幼保型	ひまわり幼稚園	東谷山3-31-13	50	268-2340	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
幼保型	錦城幼稚園	星ヶ峯2-2-1	60	265-5687	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00				
谷山	保育所	サウスこまどり保育園	卸本町7-8	90	299-9722	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	ゆうかり保育園	上福元町5828	70	263-1775	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	たにやまサニーサイド保育園	上福元町4006-4(仮)	30	813-7675 (系列園：サニーサイド保育園)	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合が前日)	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		★
	保育所	チェルシー保育園	坂之上4-23-55	60	202-0451	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	坂之上保育園	坂之上6-25-38	130	261-4644	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31又は4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	坂之上第2保育園	坂之上6-30-17	65	210-5771	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31又は4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	ペコちゃん保育園坂之上	坂之上6-32-14	65	261-6477	産休明け～5歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	影原保育園	下福元町7624	90	261-8168	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	あいばりー保育園	下福元町7628-1	60	204-0262	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	竹之迫保育園	清和3-2-5	130	268-9898	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	ペコちゃん保育園清和	清和4-5-15	30	296-8768	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31(午後)	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	○		
	保育所	のーすばーる保育園	谷山中央5-7-7(仮)	30	050-3612-8103	満1歳児～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			★
	保育所	えびす保育園	谷山中央6-15-11	100	268-6269	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	いちょうのき保育園	西谷山3-6-32	60	296-9402	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末～年度初め2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	福平保育園	平川町1578-1	70	261-2116	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	南谷山保育園	和田1-29-10	60	268-2099	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	保育所	つばみ保育園	和田1-41-3	60	269-5177	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の1日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
保育所	じげんじ保育園	和田2-34-22	50	296-7327	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末～年度初め2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○			

【類型】 保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】 ○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】 土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※ 「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。



表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
谷山	保育所	和田保育園	和田2-41-12	110	267-2370	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	みらい保育園	和田3-63-8	50	814-7632	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○	○	
	小規模	チクタク駅前保育園	谷山中央1-4094-1	17	204-4877	6か月～2歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
	小規模	たに幼めばえ保育園	和田3-11-22-1F	19	204-0722	6か月～2歳児	12/29～1/3 3/31～4/1 第5土曜日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
	幼保型	御所こども園	上福元町5682	70	268-5122	産休明け～5歳児	12/31～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～22:00	○	○	
	幼保型	可愛幼稚園	下福元町7649	80	261-3434	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/28～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	清谿幼稚園	谷山中央1-4360	35	268-2265	4か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	幼保型	松青こども園	谷山中央4-4907-11	130	268-4247	2歳児～5歳児	12/30～1/3 年度末日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	ベビーズ松青こども園	谷山中央3-522	56	260-5600	産休明け～1歳児	12/30～1/3 年度末日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	谷山善き牧者幼稚園	西谷山1-1-1	50	267-4055	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	西谷山認定こども園	西谷山2-16-8	100	269-5075	10か月～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	ひかりやま保育園	光山2-12-1	70	261-6654	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	幼保型	すみれこども園	和田1-9-3	130	268-2113	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	聖徳認定こども園	和田2-2-1	55	260-0221	6か月～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼稚園型	たにやま幼稚園	和田1-4-5	30	267-3190	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
伊敷	保育所	伊敷同朋保育園	伊敷1-8-15	90	229-6387	10か月程度～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	伊敷保育園	伊敷7-8-20	140	228-9660	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	くすの子保育園	小野4-15-18	60	295-3233	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	玉里保育園	下伊敷1-11-7	110	222-4664	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	あたご保育園	下伊敷1-32-1	80	220-4985	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	下伊敷保育園	下伊敷2-26-10	110	220-8798	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	こまどり保育園	西伊敷2-1-2	120	220-9722	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	伊敷幼稚園	伊敷5-19-20	51	229-2010	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	あけぼの幼稚園	小野4-4-31	30	229-0008	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	幼保型	千年幼稚園	千年2-1-3	50	220-8686	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼稚園型	恵光東侯幼稚園	小山田町3510-3	15	238-3410	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
	幼稚園型	いにしき幼稚園	下伊敷2-12-3	50	220-2705	満3歳児～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
吉野	保育所	城ヶ丘保育園	川上町3472	80	243-2932	産休明け～5歳児	12/30～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○	
	保育所	ふじヶ丘保育園	緑ヶ丘町5-5	60	244-1590	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	○		
	保育所	あすなろ保育園	吉野2-44-29	120	243-8973	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	白菊保育園	吉野3-49-10	70	243-7785	6か月～5歳児	12/29～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	きらりの杜保育園	吉野3-60-65(仮)	20	0986-75-1211 (法人代表)	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
	保育所	吉野保育園	吉野4-4-1	60	244-2115	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	白菊保育園よしの杜	吉野4-29-10	50	295-0901	6か月～5歳児	12/29～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	吉野けだな保育園	吉野4-58-7	50	201-6688	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○	○	
	保育所	滝の神保育園	吉野町1045-53	40	243-7768	産休明け～5歳児	12/29～1/3 4/1～4/2	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○	○	

【類型】 保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】 ○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】 土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※ 「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。

表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。  
記載内容については変更になる場合があります。

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
吉野	保育所	むぎっこ保育園	吉野町2162-2	50	813-7171	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
	保育所	ほびあこども保育園	吉野町3735-1	100	294-5211	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	保育園うさぎ	吉野町5087-3	45	248-8664	産休明け～5歳児	12/30～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	教恵保育園	吉野町6039-10	80	243-7728	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00			
	保育所	ゆとりななやしろのもり保育園	吉野町7027-9 (仮)	45	800-8702 (法人代表)	4か月～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			☆
	幼保型	こぼと・ゆなの木こども園	大明丘3-14-1	81	243-1135	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	幼保型	はなぶさ幼稚園	緑ヶ丘町13-1	60	244-2277	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/28～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	認定こども園錦ヶ丘	吉野町2223-4	90	244-0006	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	錦ヶ丘プラス+	吉野町2223-6	110	243-7704	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
	幼保型	ちはなこども園	吉野町5652-1	80	243-5003	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
幼稚園型	カトリック吉野幼稚園	吉野町3216-53	15	243-7522	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 3/29～3/31	7:30～18:30	8:30～16:30	—				
桜島	保育所	桜島保育園	桜島武町648	60	293-3115	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	東桜島保育園	東桜島町766-1	30	221-2220	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:30～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
吉田	保育所	吉田保育園	西佐多町789-2	60	295-2603	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	本名保育所	本名町3026-5	30	294-2351	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	宮之浦保育所	宮之浦町519	45	294-2017	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	むれが岡保育園	牟礼岡1-3-1	70	294-8979	産休明け～5歳児	12/29～1/3 4/1～4/2	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～20:00	○	○	
	幼保型	よしだルンビニー幼稚園	東佐多町2157-1	30	295-2502	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼保型	吉田南幼稚園	本名町543	45	294-3730	6か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		
喜入	保育所	喜入保育園	喜入町7251-2	60	345-0680	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末の2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	瀬々串保育園	喜入瀬々串町3500	60	347-0081	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末～年度初め2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	中名保育園	喜入中名町1006	20	345-0112	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	生見保育園	喜入生見町2842-3	20	343-0108	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末～年度初め2日間	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	前之浜保育園	喜入前之浜町7076-2	50	343-0074	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	幼稚園型	喜入幼稚園	喜入町335-1	20	345-2280	満3歳児～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		
松元	保育所	仁田尾保育園	石谷町1596-3	100	278-2510	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	石谷の森保育園	石谷町1644	50	813-7188	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3月末日	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00			
	保育所	いとしご保育園	石谷町2071-1	50	298-9210	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○	○	
	保育所	たけのご保育園	春山町1212-7	50	278-5445	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3月最終土曜日	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	○		
	保育所	わくわく春山保育園	春山町1825-23	30	251-2922 (法人代表)	4か月～5歳児	12/29～1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		☆
	保育所	はるやま森の保育園	春山町1890-2	90	278-7210	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/31～4/1	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	松元中央保育園	福山町111-1	70	278-1576	産休明け～5歳児	12/29～1/3 年度末2日間	7:10～18:10	8:30～16:30	18:10～19:15			
	小規模	いしたに保育園	石谷町1605-5	12	080-8478-5540	4か月～2歳児	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○		☆
	幼保型	まつのおこども園	石谷町3093(仮)	20	080-8373-4634 (園担当者)	8か月～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	○		☆
幼保型	みのりこども園	春山町388	50	248-7525	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	○			
郡山	保育所	郡山保育園	郡山町2519-5	90	298-4010	産休明け～5歳児	12/29～1/3 3/30～3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			
	保育所	花尾保育所	花尾町125	45	298-7123	産休明け～5歳児	12/31～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00			

【類型】 保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園

【休日保育】 ○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】 土曜日共同保育を実施している施設（詳細はP18を参照）

※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※ 「☆」印は、令和6年4月に開所を予定している施設です。

# 15 連携施設一覧表

[表の内容は、令和5年11月時点における令和6年度の予定です。記載内容については変更になる場合があります。]

各小規模保育事業所の連携施設の一覧です。

小規模保育事業所			連携施設						
地域	施設名	所在地	地域	類型	施設名	所在地	支援	代替	卒園
上町	えがおのてんとうむし上町	長田町6-22-1F	上町	幼保型	うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	○	○	○
	わくわくかんまち保育園	浜町2-35	城西	幼保型	わくわく鹿児島中央認定こども園	薬師2-30-15	○	○	○
	かんまちサニーサイド保育園	浜町1-21MJR鹿児島駅パークフロント1F(仮)	上町	保育所	同胞保育園	柳町3-20			○
			上町	保育所	興国保育園	長田町24-17			○
中央			保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	○	○	○	
鴨池	紫原はなまる保育園	紫原4-27-19	鴨池	保育所	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	○	○	○
			鴨池	保育所	風と光保育園	紫原4-4-1	○	○	○
			鴨池	保育所	つくし保育園	紫原5-14-3	○	○	○
城西	らしさ保育園いろどり	草牟田2-6-14(仮)	中央	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	○	○	○
			上町	保育所	坂元ピノキオ保育園	坂元町28-5	○	○	○
谷山北部	リトルマミーズ保育園	星ヶ峯1-46-1	武・田上	保育所	マミーズランド保育園	田上台2-27-1	○	○	○
	マミィ保育園	中山町2597-1(仮)	谷山	保育所	ゆうかり保育園	上福元町5828	○	○	○
	いちご保育園	中山町5293-3(仮)	谷山北部	幼保型	いちご認定こども園	皇徳寺台1-30-2	○	○	○
谷山	チクタク駅前保育園	谷山中央1-4094-1	谷山北部	保育所	上樋ちえれすて保育園	中山町738	○		○
			谷山北部	幼保型	つばき幼稚園	中山1-6-1	○	○	
	たに幼めばえ保育園	和田3-11-22-1F	谷山	幼稚園型	たにやま幼稚園	和田1-4-5	○	○	○
松元	いしたに保育園	石谷町1605-5	谷山北部	保育所	星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	○	○	○

【支援】 下記のいずれかの項目の支援を行います。詳細については各小規模保育事業所にお問合わせください。

- ・保育に関する適切な助言
- ・合同保育(運動会やお遊戯会等への参加)
- ・園庭の開放
- ・健康診断や健康管理の支援 など

【代替】 やむを得ない場合等において、一時的に連携施設の職員がお子さんを保育します。

【卒園】 小規模保育事業所を卒園した後、引き続き2号認定での保育を提供するための受け皿となります。



<これからお申し込みされる保護者様へ>

◇保育所等の利用申込みにおいては、保育所等の空き状況だけでなく、申込者数や順位も大事な要因です。お気軽に下記窓口までご相談ください。



保育所等空き状況一覧

◇保育所等の空き状況を市ホームページで公開しています。

第1期から第3期の空き状況の公開時期は下記窓口までお問い合わせください。  
随時期の空き状況は毎月10日頃に公開しています。

また、保留になった保護者向けにショートメッセージで、保育所等の空き状況の公開をお知らせしています。

◇お子さんの保育に関わる制度は複雑で多岐に渡ります。保育所等の利用申込みだけでなく、幼稚園等の利用や無償化に関する事など、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

本庁・各支所	住 所	電話番号
保育幼稚園課	〒892-8677 山下町1番1号	TEL099-216-1258
谷山福祉課	〒891-0194 谷山中央4丁目4番27番地	TEL099-269-8473
伊敷福祉課	〒890-0008 伊敷5丁目1番1号	TEL099-229-2113
吉野福祉課	〒892-0871 吉野町3番25番地3	TEL099-244-7379
桜島保健福祉課	〒891-1415 桜島藤野町1番43番地	TEL099-293-2360
吉田保健福祉課	〒891-1392 本城町1番6番地	TEL099-294-1214
喜入保健福祉課	〒891-0203 喜入町7番0番地	TEL099-345-3755
松元保健福祉課	〒899-2792 上谷口町2番8番地	TEL099-278-5417
郡山保健福祉課	〒891-1192 郡山町1番1番地	TEL099-298-2114

保育コーディネーター	対応時間	電話番号
本庁本館1階保育幼稚園課内	8:30~17:15	TEL099-216-1427
谷山支所2階谷山福祉課内	8:30~17:15	TEL099-269-8420
伊敷支所1階伊敷福祉課内	9:30~16:15	TEL099-229-2113
吉野支所1階吉野福祉課内	9:30~16:15	TEL099-244-7379

保育コーディネーターが保育サービスに関する相談に応じます。  
不在の場合は、職員が対応いたします。

